

## 寿都町及び神恵内村の文献調査報告書に対する意見書(素案)

2025年3月 日  
原発問題全道連絡会

原子力発電環境整備機構(NUMO)による寿都町及び神恵内村の文献調査報告書(2024年11月22日公表)の白紙撤回を求める。

MUNOによる寿都町に関する文献調査報告書の結論として、寿都町文献調査対象地区内に「避ける場所」はなかったとし、文献調査対象地区全体を概要調査地区の候補とした。同様に神恵内村に関する文献調査報告書の結論として、神恵内村文献調査対象地区内に「避ける場所」があったため、文献調査対象地区のうち、「積丹半島から15km以内を除いた範囲(境界は明確でない)」を概要調査地区の候補とした。

これらの結論を有した両町村文献調査報告書に対して、以下の理由から原発問題全道連絡会として白紙撤回を求めるものです。

第1に、そもそも高レベル核廃棄物(核のゴミ)処分は、国民・住民の広範囲な合意が大前提の事業であるにもかかわらず、その前提条件が確立しておらず、破たんをしている事です。

①使用済み核燃料の全量再処理で核のゴミとするプロセス—青森県・六ヶ所再処理工場建設は27回延期され稼働の見通しがたたず、核燃料サイクル計画の中核的施設・高速増殖炉もんじゅが廃炉になり頓挫し実施計画を示すことができない—が破たん、②日本列島で相次ぐ巨大地震被害の中で、4つのプレートがぶつかり合う「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」(2023年10月30日地学研究者ら300名余による声明)、③特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(最終処分法)の目的が、原発の安定・継続稼働のための処分場探しになっており、批判・反対を含む広範な国民・住民の合意形成を進めるための中立性・透明性・公明性、市民参加が保障されていない、④2000年の最終処分法の制定以降20数年間で、調査が始められた自治体は僅か3町村(10自治体を目途にしているにもかかわらず)にとどまり、逆に東洋町(高知県)や対馬市(長崎県)での核ゴミ調査拒否をまねく一方、いまだ47都道府県知事で調査受け入れを表明するところもなく八方塞がり。⑤文献調査で交付金20億円、概要調査で同70億円と、財政が苦しい小さな自治体を自治体「手上げ方式」で金で釣るやり方は、応募した寿都町長自ら「手上げ方式」の見直しを主張するありさまで、国民・住民合意どころか真逆の地域・自治体の分断を引き起こしただけ、⑥1月23日、国とMUNOが東京都内で開いた説明会で、参加者がロシアの分を含め、北方領土に最終処分場を造ることを条件に四島を返してもらってはと提案した事に対して、経産省幹部は「実現するのであれば魅力的提案だ」と述べ、NUMO幹部も「一石三鳥四鳥」と応答した。この件で石破茂首相は、国会答弁で「緩みとかおごりとか思い上がりがあった」と陳謝したが、領土や核のごみの問題に対する不見識さといひ加減さは、国とNUMOがこの問題で関わる資格を疑わせるものであり、引き受けてくれる地域さえあれば、どこでもいいと考えていると捉えられて仕方ない発言であり、国民的な合意や自治体の理解を得どころか、逆に不信感を

増大させ取り返しのつかない事態をつくり出している。「従来の政策枠組みをいったん白紙に戻すくらいの覚悟を待って、見直しをすることが必要」(2012年9月11日核のゴミに関する日本学術会融の提言より)です。

第2に、こうしたこれまでの政策枠組みが行き詰まりを示している理由に、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から14年経過した今も多くの人々が避難を強いられているもとの、国は事故の「反省と教訓」といいつつも国民になんの説明も合意もなしに、これまでとってきた「原発依存度の低減」から180度転換する原発回帰、原発最大限活用へと舵を切ったことにある。直近の日本世論調査会の調査で、原発を今後「段階的に減らして将来はゼロにする」との回答が58%で、そのうち68%が「福島第一原発事故のような事態を再び招くおそれがあるから」とこたえており、国の政策はこうした国民の願いに逆行している。「原子力政策(国)に関する大局的方針についての国民的合意が欠如したまま、最終処分地選定という個別的問題が先行して扱われてきた」(同上日本学術会議の提言より)ことに行き詰まりの原因がある。原発ゼロを求める主権者の国民の意思に沿った原子力政策に転換し、核ゴミ問題の解決にあたる必要があります。

第3に、「地層処分をNUMOに委託して実行しようとしているわが国の政策枠組みが行き詰まりを示している理由は、超長期にわたる安全性と危険性の問題に対処するに当たっての、現時点での科学的知見の限界」(同上日本学術会融の提言より)にあるにもかかわらず、核のゴミ問題を審議する特定放射性廃棄物小委員会と地層処分技術ワーキンググループ(WG)について担当事務局、委員構成や選出方法、審議会開催時期や議決方式などの運営規定のほとんどが地層処分推進側で決められており、批判的市民的立場と意見を反映させた十分で双方向的な熟議が保障されていない中で、一方的に問題だらけの調査報告書が作成された事です。

第4に、文献調査の審議過程の「文献調査段階の評価の考え方」策定と報告書原案作の間に日本地質学会の会長経験者を含む地球科学の専門家有志による声明「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない—現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を—」(2023年10月30日)が発表され、翌年元日に能登半島地震が勃発し、さらに岡村聡北海道教育大学名誉教授(地質学)が日本火山学会で、寿都町の火山噴出物「磯谷溶岩」が、「第四紀火山」であり、寿都町の大部分が処分地に不適地であるとする調査結果を発表(2024年10月16日)した。本来、こうした「声明」「岡村氏の調査と学術的新知見」「能登半島地震に関する新知見」を文献調査調査報告書に反映させるべきである。2年の文献調査に4年もかけ、いまさら急ぐ必要性がないにもかかわらず、突然、そうした新知見の検討を回避すべく急いで報告書を公表した。こうしたやり方は、選定プロセスの透明化と市民参加という民主主義の原則を失わせるもので、文献調査報告書が概要調査ありきの非科学的・非学術的な問題だらけの文献調査報告書ではないかとの疑念を抱かせ、信憑性に欠けます。こうした安全性に関わる専門家の指摘や新知見が報告書に記載されなければ、道民の疑念や不信感は増大し、とても道民の納得は得られません。報告書での両町村の概要

調査区域について不適地を正確に明示すべきです。

第5に、最終処分法第6条2項において、概要調査の選定は文献調査で選定できない区域、選定可能区域、どちらともいえない区域と分けて、可能区域を選定することを義務づけています。しかし、NUMO と経産省はどちらともいえない区域を選定し、完全に選定できない区域でない限り選定できるという解釈を取っています。これは最終処分法の拡大解釈で違法行為に当たる可能性があり認められません。

最後に、NUMO は道や道民、両町村民に事前の通告もなしに、いきなり文献調査報告書を公表しました。また公表からわずか1週間後の2024年11月30日に寿都町での説明会を行い、当初道内での説明を2025年2月19日までとし、2025年3月5日まで報告書に対する意見を受け付けるとしました。4年もかけた膨大な報告書を道民がたった1~2ヵ月間で読み解き、理解し納得できると考えているとするならば、それは極めて非常識で不遜な態度とやり方です。NUMO による説明会では、直接の質疑応答を求める意見・要望があるにもかかわらず排除・黙殺され、質問や意見を用意された質問書用紙に書き込ませたものを、NUMO が都合のいいように選別して回答する形式がとられ、その回答への質疑応答さえも封じられました。しかし、道民・住民の批判と要求で3月16日、法定外の追加説明会を開催させました。本来法定内説明会で実施すべきです。この説明会は時間切れとなり、依然、一つ一つの疑問を深める議論にはなっておらず、様々な意見に対してNUMO と経産省は型通りの答弁に終始し押し切ろうとする姿勢が明らかでした。発言に制限が加えられれば説明内容の中立公正性が担保されず、一方的な推進側の見解・報告の押しつけとなり認められません。法定内説明会として全道でも実施されるべきです。

2025年3月 日  
原発問題全道連絡会